

2 郡教管第4 1 1 号
令和2 年5 月1 5 日

保護者各位

郡山市教育委員学校教育部
学 校 管 理 課 長

令和2 年度個人積算線量測定事業に関する意向調査について（依頼）

日頃より本市の教育行政に御理解、御協力を賜りまして御礼申し上げます。

さて、本年度につきましても、子どもたちの個人積算線量測定事業を下記のとおり実施します。

つきましては、当該事業に対する意向に御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 実施概要について

別添「令和2 年度個人積算線量の測定について」のとおり

2 送付書類

(1) 個人積算線量計Q & A集

(2) 令和2 年度個人積算線量の測定について

3 その他

実施希望の場合は、下記ウェブサイトアクセスし、5月27 日（水）までに回答をお願いします。（実施を希望しない場合には、回答不要です）

なお、回答期限後に実施を希望される場合には、学校に御相談ください。

4 意向調査用ウェブサイト

<http://www.task.asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202000096>



【事務担当】

〒963-8601

郡山市朝日一丁目23 番7 号

郡山市教育委員会 学校教育部 学校管理課

TEL:024-924-3421

個人積算線量計Q&A集

郡山市教育委員会
学校教育部
学校管理課

【実施概要】

Q1 どうして個人積算線量を測定するのですか？

・子どもたちの積算線量を把握することにより、不安の解消や健康管理につなげるため実施いたします。

Q2 生活記録をどうして作成するのですか？

・日常と異なる行動について、記録を作成することにより、比較的高い線量が測定された場合、結果を分析するうえで参考になります。また、活動（生活プログラム）の改善に役立てることができます。

Q3 測定結果はどのように分かりますか？

・バッジ回収の約1か月後に、専門業者が測定し算出された放射線量の結果を、学校を通じて保護者に報告します。

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による放射線量を測定するため、測定期間中の自然放射線相当量を除いております。

Q4 測定結果はどのように活用されますか？

・原子力災害対策アドバイザーと連携しながら子どもたちの健康管理について検証していきます。

また、今回の測定結果は、県民健康調査の健康管理データとして活用いたします。

【取り扱いについて】

Q1 個人積算線量計（バッジ）とは、どんな目的で作られたものですか？

・個人積算線量計は、個人が受けた放射線の量（外部被ばく量）を測定し、個人線量を算定するために作られた小型の積算線量計です。

・バッジ本体にスイッチはなく、製造時から回収時までバッジ本体が放射線量を測定し、測定機関で線量が算出されます。

Q2 個人積算線量計（バッジ）に数値は表示されるのですか？

・バッジ本体には、放射線量の数値は表示されません。

Q3 雨や水にぬれたり、誤って洗濯してしまったりしても、大丈夫ですか？

- ・大丈夫です。ティッシュ等で拭いて自然乾燥させて、そのままお使いください。(急激な加熱乾燥はさけてください)
- ・故意に水に浸ける等のことは避けてください。

Q4 着用することによる体への影響はありませんか？

- ・有害な物質は使用されていませんので、体への影響はありません。

Q5 常に24時間、身に付けておかないといけないのでしょうか？

- ・通常は、ネックストラップ式ホルダーで着用することが前提です。ただし、屋内にいるときは、同じ屋内の一定の場所(自分のバッグなどにつける等)に保管してもかまいません。

Q6 外出するときに、個人積算線量計を着用するのを忘れてしまいました。正確な測定ができなくなるのでしょうか。

- ・忘れずに着用して頂くことが前提ですが、通常の行動・生活において1日程度着用するのを忘れたということであれば、長期間の測定においては大きな誤差は出ないと考えられます。着用忘れに注意してください。

Q7 ネックストラップ式ホルダーに入れてあるのはなぜですか？

- ・バッジの汚れを防止するためです。バッジに張ってあるコードで個人の識別をするので、コードが汚れたりはがれたりすると、個人の識別がしにくくなります。ホルダーから出さないようにしてください。

Q8 ネックストラップ式ホルダーに入れて首からさげるのは危険ではないですか？

- ・ネックストラップ式ホルダーは、負荷がかかったときに外れる仕組みとなっていますが、ひもが首にからまらないよう、上着の中にいれるなど、注意してください。

Q9 バッジに名前を書いたり、シールを貼ったりしても大丈夫ですか？

- ・バッジ本体には名前を書いたりシールを貼ったりしないでください。
バッジは買取ではなく、リースされているもので、業者に返却するものですので、大事にご使用願います。

Q10 バッグに入れたり、ホルダーに代わるものに入れたりしても測定できるのでしょうか？

- ・大丈夫です。バッジは主に透過力の強いガンマ線を測定するための測定器ですので、バッグに入れたり、ホルダーに代わるものに入れて身に付けたりしても測定はできます。

Q11 運動するときは、どうすればいいでしょうか？

- ・落としたり踏んだりしないよう注意してください。
- ・運動時等に邪魔になる場合は、同じ場所(屋外でも屋内でも)で、線量が適切に測定できる場所に保管してください。屋外で保管する場合は、直接地面の上や芝の上には置かないで、ベンチ等地面から離れた場所に置いてください。

【注意点】

Q1 バッジを紛失した場合どうすればいいですか？

- ・紛失した場合は、学校へ連絡してください。

Q2 ネックストラップ式ホルダーを紛失した場合どうすればいいですか？

・ネックストラップ式ホルダーは、第1回目測定の際にのみ、バッジと一緒に配布します。紛失した場合には、代替りのネックストラップ式ホルダーは準備できませんので、ご注意ください。

ただし、バッジのみの装着は避けて頂きたいので、ネックストラップ式ホルダーに代わるものを各自ご準備いただき、ご使用くださるようお願いいたします。

Q3 バッジの取り扱いに注意することはありますか？

- ・飛行機に乗る場合は、空港の手荷物検査で、X線(放射線)をあて、危険物がないことを確かめます。バッジを手荷物検査に出すと、相当量の線量が検出されることがありますので、手荷物検査(荷物を預ける)に出すことは避けてください。
- ・病院で検査を受ける場合は、放射線を使用する検査・治療ではバッジの持ち込みは避けてください。

Q4 測定期間後、学校へ提出するのを忘れてしまいました。

- ・バッジは貸与品です。お手元に残さず、学校へ提出してください。
- ・測定結果をお渡しできるのは、各回に定めた日に学校へ提出されたものでありますが、指定日に提出できなかったバッジについても、速やかに学校へ提出をお願いいたします。

【事務担当 郡山市教育委員会 学校教育部 学校管理課 電話 024-924-3421】

令和2年度個人積算線量の測定について

1 実施の概要

子どもたちの積算放射線量を確認することにより、不安の解消や健康管理につなげるため実施いたします。

バッジの着用については、個人積算線量計Q & A集を御理解のうえ、個人積算線量測定事業意向調査及び同意書により、同意されたお子さまを対象に6月中旬から実施いたします。

2 対象者

市内学校の児童生徒で、実施を希望する者

3 実施期間

6月中旬から1月中旬までの約7か月間

	令和2年度 (210日間)		
第1回目	6/19(金) ~	8/27 (木)	70日間
第2回目	8/28(金) ~	11/ 5 (木)	70日間
第3回目	11/ 6(金) ~	1/14 (木)	70日間

4 生活記録票について

日常と異なる行動について、生活記録票に記録します。

特別な行動を記録することにより、測定結果を分析するうえでの参考資料となります。

生活記録票は、バッジ回収時に学校へ提出していただき、測定結果とあわせて返却します。

5 結果報告について

バッジ回収後、約1か月後に、各学校へ結果報告書を送付し、学校からお渡しします。

6 結果の取扱方針

測定結果をもとに郡山市原子力災害対策アドバイザーと連携しながら子どもたちの健康管理について検証します。また、県民健康調査の健康管理データとしても活用するとともに市民に対しても事業をとおして外部被ばくの状況を公表していきます。

7 その他

測定は義務付けるものではありません。測定を希望する場合、下記のウェブサイトアクセスし、受付終了日までに回答してください。

電子申請による受付終了後に測定希望の場合、児童生徒の通学する学校にご相談ください。(申請時期によっては2回目、3回目からの測定開始となりますので予めご了承ください。)

8 測定希望回答用ウェブサイト

<http://www.task.asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202000096>

